

建設業フォローアップ相談ダイヤル受付状況(平成30年1～3月分)

相談の受付件数

- 平成30年1～3月の受付件数は116件。
- ブロック別の内訳は東北5件、関東46件、中部1件、近畿34件、九州30件。

相談者の属性

- 建設業者からの相談が最も多い(92件(元請42件、下請47件))。他には、発注者(9件)、資材納入業者(1件)等からの相談があった。

主な相談内容その1

- 社会保険加入対策に関する相談が全相談件数の半数以上を占めたが、相談件数は今年度10～12月期の85件から62件へと減少した。うち、加入すべき保険や現場入場に係る問合せが33件、法定福利費や標準見積書に係る問合せが22件寄せられた。また、建設業法全般(38件)に関する問合せも多く寄せられた。
 主な相談内容は具体的には次のとおり。
 (※なお、「→」以下は、国土交通省における一般的な考え方を示したものの。)

<社会保険加入対策に関する情報>

【加入すべき保険・現場入場について】

- ・ 加入すべき社会保険について教えていただきたい。(1月・建設業者)
- 各事業所の形態等に応じて加入すべき保険は異なるので、「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」における「適切な保険」の範囲について整理したものを参考にさせていただきたい。
 また、加入すべき保険について、フローチャート方式で確認できる様式を作成しているので、こちらも参考にさせていただきたい。
 (適切な保険の範囲：<http://www.mlit.go.jp/common/001154556.pdf>)
 (フローチャート：<http://www.mlit.go.jp/common/001219923.pdf>)
- ・ 現在、建設業を営んでいる個人事業主であるが、建設業許可を取得した場合は健康保険組合や厚生年金に加入しなければならないのか。(1月・建設業者)
- 個人事業主であり、従業員数が4名以下であれば、建設業許可の有無にかかわらず、健康保険組合や厚生年金に加入する必要は無い。事業所の形態に応じ、適切な保険に加入していれば問題ない。
- ・ 社会保険未加入者は現場入場ができなくなると聞いたが、本当か。(1月・下請建設業者)
- 「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」において、「平成29年度以降においては、健康保険、厚生年金保険、雇用保険の全部又は一部について、適用除外でないにもかかわらず未加入である建設企業は、下請企業として選定しないとの取扱いとすべきである」と指導している。
 (社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン：<http://www.mlit.go.jp/common/001140397.pdf>)

相談内容に関連する国の制度・取組

相談内容		件数
品確法の運用指針に関する情報	① 予定価格の適正な設定	2
	② 歩切りの根拠	0
	③ ダンピング対策の活用の徹底	0
	④ 適切な設計変更	0
	⑤ 見積りの活用	0
	⑥ 適切な工期設定・施工時期等の平準化	0
	⑦ 施工状況の確認・評価	0
	⑧ 受注者との情報共有、協議の迅速化	0
	⑨ 多様な入札契約方式の選択・活用	0
	⑩ 発注者間の連携体制の構築	0
	⑪ その他	0
単価改訂後の請負情報	⑫ 新労務単価関係	0
	⑬ 建設業法全般	38
	⑭ 元下関係	4
社会保険加入対策	⑮ 適切な保険関係	33
	⑯ 法定福利費関係	22
	⑰ その他	7
その他	⑱ その他	10

相談を受け付けた情報については、相談者の意向を踏まえ、発注者その他の関係者に情報提供を行うこと等により、発注事務の見直しや現場の改善に繋がっていきます。

※上記①～⑯に関連する最新の施策については、国土交通省土地・建設産業局HPを参照(項目名のクリックで関連ページへジャンプ)

主な相談内容その2

<社会保険加入対策に関する情報>

【公共工事における加入業者に限定した取組について】

- ・ 国土交通省直轄工事において、下請企業に社会保険未加入業者があった場合、元請にペナルティが発生することのだが、本当か。また、このペナルティは建設業法に基づくものなのか。(1月・元請建設業者)
- 国土交通省直轄工事では、平成29年10月から、元請が二次下請以下の業者に対し加入指導をしても、二次下請以下の業者が社会保険へ加入しなかった場合、元請に対してペナルティを実施することとしている。なお、当該ペナルティについては、建設業法上の行政指導や行政処分ではなく、受発注者間の契約違反によるものである。
- ・ 公共工事においては、二次下請以下に社会保険未加入業者があった場合に元請に対してペナルティがあると聞いているが、民間工事においても、同様のペナルティは存在するのか。(2月・元請建設業者)
- 元請に対するペナルティについては、発注者毎・契約毎に規定されるものであり、民間工事においては、元請に対するペナルティが規定されていないことが多い。いずれにしても、「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」に基づき、公共工事・民間工事を問わず、社会保険加入業者を下請企業として選定していただきたいと考えている。

【法定福利費について】

- ・ 建設業者に見積依頼を行ったところ、法定福利費が外枠で計上されていたが、ということなのか。(3月・発注者)
- 必要経費を適切に見込んだ価格で請負契約が締結されるよう、元請・下請間の契約において、法定福利費を見積書に明示するよう指導している。また、平成29年7月には、請負代金内訳書に法定福利費を明示するよう、標準約款を改正している。

<建設業法全般に関する情報>

- ・ 10km程度離れており、相互に調整を要する二つの工事について、主任技術者が重複してもよいか。(3月・発注者)
- 「建設工事の技術者の専任等に係る取扱いについて」(平成26年2月3日付け国土建第272号)のとおり、10km程度の近接した工事で、施工に当たり相互に調整を要する工事等であれば、技術者の兼任は可能。
- ・ 建設業の許可を取得していない業者が500万円以上の建設工事を請け負うことができないが、下請業者が許可を取得していないことを知った上で、元請企業が下請企業へ500万円以上の建設工事を請け負わせると、元請企業も罰せられるのか。(2月・建設業者)
- 建設業者が許可を受けないで建設業を営む者に500万円以上の建設工事を請け負わせると、請け負わせた建設業者も建設業法に基づく行政処分の対象となる。

相談内容に関連する国の制度・取組

相談内容		件数
品確法の運用指針に関する情報	① 予定価格の適正な設定	2
	② 歩切りの根絶	0
	③ ダンピング対策の活用の徹底	0
	④ 適切な設計変更	0
	⑤ 見積りの活用	0
	⑥ 適切な工期設定・施工時期等の平準化	0
	⑦ 施工状況の確認・評価	0
	⑧ 受注者との情報共有、協議の迅速化	0
	⑨ 多様な入札契約方式の選択・活用	0
	⑩ 発注者間の連携体制の構築	0
	⑪ その他	0
単価改訂後の請負情報	⑫ 新労務単価関係	0
	⑬ 建設業法全般	38
	⑭ 元下関係	4
社会保険加入対策	⑮ 適切な保険関係	33
	⑯ 法定福利費関係	22
	⑰ その他	7
その他	⑱ その他	10

相談を受け付けた情報については、相談者の意向を踏まえ、発注者その他の関係者に情報提供を行うこと等により、発注事務の見直しや現場の改善に繋がっていきます。

※上記①~⑯に関連する最新の施策については、国土交通省土地・建設産業局HPを参照(項目名のクリックで関連ページへジャンプ)